

平成 28 年 7 月 1 日

文化庁長官官房著作権課
著作物流通推進室 企画調査係 御中

著作権等管理事業法に関連する規制等への意見

- ①氏名:一般社団法人音楽電子事業協会
- ②性別:該当なし
- ③職業:該当なし
- ④住所:東京都千代田区三崎町 2-16-9 イトービル 4F
- ⑤電話番号:03-5226-8550
- ⑥該当項目:<カ>管理委託契約約款の変更の届出(第11条第1項後段)
- ⑦意見:

(1)利用者による管理著作物の利用が突然違法になり、予期せぬ使用料の増大が生じるビジネス・リスク

管理事業法は、各著作権者と管理事業者間の信託契約又は委託契約の契約期間及び中途解約について何ら規制していない。そのため、各著作権者は、いつでも任意に管理事業者を変更することができ、利用者は知らない間に適法と信じていた著作物の利用がある日突然違法になってしまい、このような状況が日常茶飯事のように生じるとすれば、利用者の地位は著しく不安定なものになる。

弊協会会員である業務用通信カラオケ事業者からすれば、管理事業者が変更されたことにより、それまで適法に使用してきた著作物が突如として違法になることになるが、その場合に、自社のカラオケ端末機から当該著作物を除去しなければならぬと解されるおそれがある。かかる結果がエンドユーザーの不利益となり、円滑な著作物利用が阻害されることは明らかであろう。

さらに言えば、管理著作物が一定の管理事業者から他の管理事業者に移転された場合、その日から従前の管理事業者の使用料規程は適用されなくなり、新たな管理事業者の(多くの場合、より高い料率の)使用料規程が適用されるという制度建付けは、利用者において事業採算性についての予測可能性を著しく害する点において重大な問題である。利用者としての業務用通信カラオケ事業者からすれば、従前と利用する著作物の総数が変わらなくても、当該著作物の管理事業者が変更することにより、突然使用料が著しく増大する事態に見舞われることになる。

もちろん、自己の創作した著作物をどの管理事業者に管理してもらうかは著作権者の自由ではあるものの、管理事業法は、著作物の利用を円滑にすることを目的としているのであるから(管理事業法 1 条)、上記の事態は可及的に生じないよう一定の手当てが講じられて然るべきである。

たとえば、管理事業者への管理委託/信託期間について 5 年などの最低年限を設けた上で、契約期間中の中途解約は原則として禁止することが一案として考えられよう。このようにすることで、一定期間は管理事業者を変更することができなくなり、利用者による著作物の利用が当然違法になる事態が減少し、著作物利用による事業の安定性が増大することが期待できることとなろう。

(2) 管理事業者に非一任型なる類型の管理を認めるべきではないこと

非一任型は、著作権は管理事業者に移転しているにもかかわらず、使用料は委託者が決定できるというものであるが、かかる管理形態は管理事業法の規制が及ばないこととされている(法2条1項)。

しかし、利用者からすれば、同じ管理事業者が管理している管理著作物であるにもかかわらず、ある作品は管理事業者の定める使用料規程に服し、別の作品は当該使用料規程に服さず、受託者を通じて使用料の額について委託者と個別に交渉しなければならないというのでは、利用者に混乱を招くだけであり、円滑な著作物の利用を阻害する。

非一任型が管理事業法の規制を受けないとされたのは、委託者による使用料のいわゆる「指し値」方式によって、「委託者自身が自らの経済的利益を確定しており、受託者の裁量によって委託者の経済的利益が左右されることはないこと、利用者にとってみても原権利者と使用料額の交渉をしている場合と同様であり、第三者によって自らが支払うべき使用料額が確定されることはない点で、著作権者等自らによる著作権等の管理(自己管理)と同視できるためである」[下線は弊協会による]とされている(著作権法令研究編『逐条解説著作権等管理事業法』48頁(有斐閣、2001年))。しかし、このような理由で非一任型を管理事業法の規制対象外とすることは妥当ではない。

管理事業法が管理事業者の使用料規程の作成を義務付けた趣旨の1つとして、「利用者を保護するためには、管理事業者の恣意的な使用料設定を防止し、いくら支払えば著作物等を利用することができるかをあらかじめ利用者に知らせるとともに、文化庁長官もその内容を把握できるようにすることが望ましい」ことが挙げられている(同83頁)。だとすれば、非一任型であっても、管理事業者が管理する以上、いくら支払えば著作物等の利用ができるのかをあらかじめ利用者に知らせなければ利用者保護という制度趣旨に悖る。委託者が管理事業者による管理の恩恵を受けているにもかかわらず、価格決定権を自己に留保しているというのは、管理事業者の使用料規程の内容についての利用者との事前協議を要するものとする管理事業法の規制を潜脱するものであって、妥当でない。自己管理と同視できるというのであれば、著作物の管理も自己で管理していなければならないはずである。

実際、各委託者が全て非一任型として管理事業者に著作物の管理を委託した場合には、管理事業者とは名ばかりであって、利用者は個々の管理著作物を利用する場合はすべて使用料について個別の交渉を余儀なくされることになるが、現状の管理事業法の建付けはかかる事態を容認することに等しい。委託者が著作物の管理を管理事業者に委ねた以上は、価格決定権を委託者に留保することはできないとすべきであり、非一任型なる類型の管理を管理事業者に認めるべきではない。

以上